四日市公害と環境未来館条例施行規則をここに公布する。

平成27年 3月20日

四日市市長 田中 俊行

四日市市規則第8号

四日市公害と環境未来館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、四日市公害と環境未来館条例(平成26年四日市市条例第41 号。以下「条例」という。)第11条の規定に基づき、条例の施行について必要な 事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 四日市公害と環境未来館(以下「館」という。)の開館時間は、午前9時3 0分から午後5時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。

(休館日)

- 第3条 館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めた ときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。
 - (1) 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178 号)に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。
 - (2) 12月29日から翌年1月3日まで

(館外貸出しの許可等)

- 第4条 条例第5条の規定により、館資料の館外貸出しを受けようとする者(以下「館外貸出許可申請者」という。)は、あらかじめ四日市公害と環境未来館資料館 外貸出許可申請書(第1号様式)を市長に提出し、その許可を受けなければならない
- 2 市長は、館資料の館外貸出しを認めたときは、四日市公害と環境未来館資料館外 貸出許可書(第2号様式)を館外貸出許可申請者に交付するものとする。
- 3 館資料の館外貸出しの期間は、1月以内とする。ただし、市長が特に必要がある と認めたときは、この限りでない。

(特別利用の許可の申請)

第5条 条例第6条の規定により、特別利用の許可を受けようとする者(以下「特別利用許可申請者」という。)は、四日市公害と環境未来館資料特別利用許可申請書

(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、特別利用の許可をしたときは、四日市公害と環境未来館資料特別利用許可書(第4号様式)を特別利用許可申請者に交付するものとする。

(特別利用の制限)

- 第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、特別利用の許可をしないものとする。
 - (1) 特別利用によって館資料の保存に影響を及ぼすおそれがあると市長が認めたとき。
 - (2) 現に館資料が展示されているとき。
 - (3) 寄託された館資料で寄託者の同意を得ていないとき。
 - (4) 著作権がある館資料で著作者の承諾を得ていないとき。
 - (5) その他市長が特別利用をすることが不適当と認めたとき。

(図書室の利用手続)

第7条 図書室及び図書室の資料(以下「図書資料」という。)を利用しようとする 者は、図書資料の館外利用を除き、利用手続を必要としない。

(図書資料の館外利用)

- 第8条 図書資料を館外で利用できる者は、次のとおりとする。
 - (1) 四日市市内の在住者及び在勤者又は四日市市内の学校に在学している者
 - (2) その他市長が特に必要と認めた者
- 2 前項に規定する者で、図書資料を館外で利用しようとするときは、四日市公害と 環境未来館図書室個人貸出申込書(第5号様式)を市長に提出し、四日市市図書館 共通貸出券(第6号様式)の交付を受けなければならない。
- 3 館外で利用できる図書資料は、1人3冊以内とし、利用期間は図書資料の貸出し を受けた日の翌日から起算して2週間以内とする。
- 4 次の各号のいずれかに該当する図書資料は、館外では利用できない。
 - (1) 貸出禁止を表示した図書資料
 - (2) その他市長が指定する図書資料

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が 別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年3月21日から施行する。
 - (四日市公害と環境未来館準備室に関する規則の廃止)
- 2 四日市公害と環境未来館準備室に関する規則(平成24年四日市市規則第36号)は、廃止する。

(四日市市環境学習センター条例施行規則の廃止)

3 四日市市環境学習センター条例施行規則(平成8年四日市市規則第32号)は、 廃止する。

(環境部環境保全課)

第1号様式(第4条関係)

四日市公害と環境未来館資料館外貸出許可申請書

年 月 日

四日市市長

(申請者) 住所

団体名

氏名(代表者)

印

電話

次のとおり館蔵資料の館外貸出を許可してくださるよう申請します。

館				Ì	資 #	钋	名				点	数	備	考
館外貸出する														
出す														
る														
貸出する期間					年	,	月	日	から	年	Ξ.	月	日	
貸出利用する目的														
利	用	方	法											
運	搬	方	法											
※許可	条件													

備考1 ※欄には記入しないでください。

第2号様式(第4条関係)

四日市公害と環境未来館資料館外貸出許可書

 第
 号

 年
 月

 日

四日市市長

(申請者) 住所 団体名 氏名(代表者) 電話

次のとおり館蔵資料の館外貸出を許可します。

館		資料名									数	備	考
外貸出する													
る													
貸出	す	る期	間		年	月	日	から	年	Ē	月	日	
貸出	利用	する	目的										
利	用	方	法										
運	搬	方	法										
立会	係	員 氏	名										
				1	申請の	目的以外	トに使り	用しない	こと。				
				2	資料等は	こ損傷を	シ与えて	を場合は	て、その推	貴害を	弁償	ナるこ	と。
許日	ij Ø)条	件	3	資料等	の写真	を掲載	、収録	、展示等	等に使	用す	る場合	は、
					「四日市么	公害と環	環境未列		の旨明記	己する	こと。		

第3号様式(第5条関係)

四日市公害と環境未来館資料特別利用許可申請書

年 月 日

四日市市長

(申請者) 住所

団体名

氏名 (代表者)

印

電話

次のとおり館蔵資料の特別利用を許可してくださるよう申請します。

特				岻	数	備	考	
別利								
別利用する								
る								
特別利用の日時				年 月 日 (日	寺から		時間)
特別利用の目的								
利	用	方	法	熟覧・模写・撮影・				
立会係員氏名								
※許可	可の	条件						

備考1 ※欄には記入しないでください。

四日市公害と環境未来館資料特別利用許可書

年 月 日

四日市市長

(申請者)住所団体名氏名(代表者)電話

次のとおり館蔵資料の特別利用を許可します。

特		点	数	備	考						
特別利用する											
用す											
る											
特別	利用の日	日時	年	月	日	(F	寺から		時間)
特別	利用の目	目的									
利	用方	法	熟覧・模写	· 撮影 ·							
立会	:係員氏	名									
※許可	可の条件										

備考1 ※欄には記入しないでください。

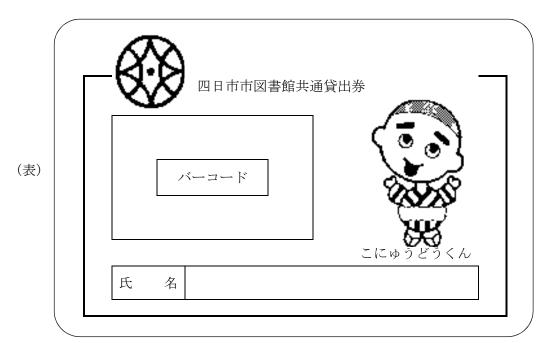
四日市公害と環境未来館図書室個人貸出申込書

(太線の中だけ記入してください。)

利用者コート	F*				登録日					
カナ氏名							T			
ふ り が	な									
氏	名						₹		-	
住	所				市	Ħ	丁 丁!	a	番	号
生 年 月	目	」年 🔲	月]日生		自宅 話	() 局	番
勤務	先						勤務先電 話	() 局	番
学 校	名			学校	:	年	保護者氏 名			
種別コード		町名:	コード					免・保電・そ	・身・学 · の他	

1 一般 2 大学 3 専門 4 高校

5 中学 6 小学 7 幼児



- * この貸出券は下記の施設で利用できます。
- * 本を借りるときは、この貸出券をお持ちください。
- * 貸出券の利用責任は記名者本人にかかります。
- * この貸出券をなくしたとき、住所・氏名などが 変わったときはお知らせください。

* この券を拾得された方は、下記の施設までご連絡ください。

四日市市立図書館及び自動車文庫 あさけプラザ図書館

楠交流会館図書室

四日市公害と環境未来館

☎059−352−5108

3059-363-0102

☎059−397−2277

3059-354-8065

(裏)